

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が失効したので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項の規定により公示する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

特定非営利活動法人科学芸術学際研究所 I S T A

#### 二 代表者の氏名

高木 隆司

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市北原二丁目五番二十八号 鈴木第二ビル二一一

#### 四 失効日

平成三十年三月十七日